

# 国立大学法人島根大学における研究不正防止への対応について

## 国立大学法人島根大学研究不正防止対策本部

### 【設置根拠】

国立大学法人島根大学研究不正防止対策本部規則第1条

### 【組織】

- ・学長
- ・各副学長
- ・各学部長
- ・法務研究科長
- ・附属図書館長
- ・医学部附属病院長
- ・学内共同教育研究施設等連絡協議会委員長
- ・事務局長

### 【業務】

- ・研究活動上の不正行為防止のための基本方針に関すること
- ・公的研究費等不正使用防止のための基本方針に関すること
- ・その他公正な研究活動の推進に関すること

## 研究活動不正行為対策委員会

### 【設置根拠】

国立大学法人島根大学における研究活動の不正行為の防止に関する規則第7条

### 【組織】

- ・学術国際担当副学長
- ・学長が指名する教育研究評議会評議員5名
- ・法律関係の専門的知識を有する本学の教員 若干名
- ・学術国際部長
- ・その他学長が必要と認めた者

### 【業務】

- ① 不正行為の防止を目的とした倫理教育に関すること
- ② 不正行為の防止を目的とした啓発活動に関すること
- ③ 不正行為の調査に関すること
- ④ その他不正行為に関し必要な事項

## 公的研究費等不正防止計画推進室

### 【設置根拠】

国立大学法人島根大学公的研究費等不正防止計画推進室規則第1条

### 【組織】

- ・企画・財務担当副学長
- ・総務部長
- ・財務部長
- ・学術国際部長
- ・医学部事務部長
- ・その他学長が必要と認めた者

### 【業務】

- ① 公的研究費等の不正発生要因の把握に関すること
- ② 公的研究費等の不正防止計画の策定及び実施に関すること
- ③ 公的研究費等の不正発生要因に対する改善策に関すること
- ④ その他公的研究費等の不正防止計画に関し必要な事項